

○農林水産省令第三号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項の規定に基づき、犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令

犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「スウェーデン」の下に「、ノルウエー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第百五十五号

犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省
令第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、平
成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百
二十八号（犬等の輸出入検査規則第四条第一項の
規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定
める等の件）の一部を次のように改正し、公布の
日から施行する。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

「、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイ
エン及び欧州外にある属領を除く。）を削る。」

犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（係留期間の特例）</p> <p>第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（<u>アイerland、スウェーデン、ノルウェー（スヴァバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。</u>）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、<u>第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。</u></p> <p>一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。</p> <p>二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（係留期間の特例）</p> <p>第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（<u>アイerland、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。</u>）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、<u>第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。</u></p> <p>一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。</p> <p>二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。</p>

犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件案新旧対照条文
 ○ 平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）
 （傍線の部分は改正部分）

新	旧
アジア州のうち ヨーロッパ州のうち 台湾 アイスランド オーストラリア、グアム、ニュージーランド、 フィジー諸島、ハワイ 大洋州のうち	アジア州のうち ヨーロッパ州のうち 台湾 アイスランド、ノルウエー（スヴァルバルト、 ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。 オーストラリア、グアム、ニュージーランド、 フィジー諸島、ハワイ 大洋州のうち